

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ)	電話() -	
		法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目	業		

連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号		
	法 人 名 等		部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局)	決 算 期	
	(フリガナ)		電話() -	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所		〒	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				

適格分割等を行う場合において、特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)

〔 第 19 条 第 10 項 (第 20 条 第 17 項 において 準用 する 場合 を 含 みます。)
 第 27 条 第 10 項 (第 28 条 第 18 項 において 準用 する 場合 を 含 みます。) 〕

により又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定について、

震災特例法 〔 第 20 条 第 3 項
 第 28 条 第 4 項 〕 により下記のとおり届け出ます。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
譲 渡 資 産	種 類	
	所 在 地	
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	
	譲 渡 年 月 日	年 月 日
買 取 換 得 資 産 又 は 資 産 達	種 類	
	構 造	
	所 在 地	
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	
	取 得 (予 定) 年 月 日	年 月 日
	表 の 各 号 の 該 当 区 分	
減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	----------	------------	--------	----------	--------	--------------	-------	-----

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等

- 1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項（第20条第8項において準用する場合を含みます。）、第27条第8項（第28条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第20条第2項、第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。